

村の世帯・人口

1970年6月末日現在

総世帯数 2,010

人口 10,405

男 5,169

女 5,236



当月の人口移動

出生31 死亡 3

転入21 転出 4

婚姻22 離婚 2



広報にはら

発行所
西原村役所
電話 (095) 2401
2582・2583
印刷所
中部印刷KK
電話 (077) 4464

主なもくじ

一九七一年度

予算成立

総額四六六、〇八六ドル

- 1 一九七一年度予算議会.....1
- 2 一九七一年度才入才出予算.....2
- 3 円グラフで見る才入才出状況.....3
- 4 毒ガス撤去の決議.....4
- 5 行政、教育功労者を表彰.....4
- 6 産業展示会にぎわう.....4
- 7 養豚組合を結成.....5
- 8 通学路に横断歩道を設置.....5
- 9 西原の塔を清掃.....5
- 10 固定資産評価について.....5

内容

目次

村の世帯・人口

1970年6月末日現在

総世帯数 3,010

人口 10,402

男 2,169

女 2,239

当月の人口移動

出生31 死亡3

転入21 転出4

増減23 減額2



本報に於て

- 10 固定資産価値税について.....2
- 9 西原の塔と青龍.....2
- 8 通学路に樹木を道す設置.....2
- 7 養老組合の結成.....2
- 6 産業展示会にもむく.....4
- 5 行政、教育の改善を要望.....4
- 4 毒ガス燃焼の火難.....4
- 3 田舎で見る人も出外路.....3
- 2 一戸二戸建ての住宅.....3
- 1 一戸二戸建ての住宅.....1

主 なる

西原町役所
電話 (082) 5285
5285 - 5283
印刷 中興印刷 K K
電話 (044) 4484

一九七一年度

予算成立

総額四六六、〇八六ドル

七一年度予算を審議する七〇年第六回議会定例会に、六月十二日から六月三〇日までの十九日間の会期で、提案された案件を全部処理した。

本定例会に提案された案件は、議員提案三件を含めて三七件、開会冒頭に議員提案による毒ガス兵器の即時全面撤去に関する要請決議と米兵員による女子高校生刺傷事件に対する抗議決議等を全会一致で決議した。

なお十九日間で審議した案件の議決内容は次のとおりである。

施政方針を述べる村長



審議案件と議決内容

原案可決

十、一九七一年度西原村上水道事業

特別会計才入才出予算議決について
(原案可決)

十一、一九七一年度水道事業費起債

について (修正可決)

十二、一九七一年度土木事業費起債

について (原案可決)

十三、西原村敬老年金支給条例の一部

改正について (原案可決)

十四、西原村報酬及び費用弁償支給

条例の一部改正について (原案可決)

十五、西原村消防団に関する条例の一部

改正について (原案可決)

十六、西原村職員定数条例の一部改正

について (原案可決)

十七、西原村選挙管理委員会職員定

数条例の制定について (原案可決)

十八、西原村職員給与に関する条例

の一部改正について (原案可決)

十九、西原区教育委員会の給料及び

諸手当に関する規則の一部改正に

一、村有土地の無償譲渡について
(原案可決)

二、一九七〇年度西原村一般会計才

入才出追加更正予算議決について
(原案可決)

三、一九七〇年度西原村上水道事業

特別会計才入才出追加更正予算議

決について (原案可決)

四、一九七〇年度西原区教育委員会

才入才出追加更正予算議決について
(原案可決)

五、予算の繰越使用について (原案

可決)

六、一時借入金に関する議決について
(原案可決)

七、西原村職員の休日及び休暇に関

する条例の一部改正について (原

案可決)

八、西原村税条例の一部改正につい

て (原案可決)

九、西原村水道事業拡張について (

ついで (原案承認)

二〇、西原区教育委員会報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める規則の一部改正について (原案承認)

二一、一九七一年度西原区教育委員会才入才出予算議決について (原案可決)

二二、一九七一年度西原村一般会計才入才出予算議決について (修正可決)

二三、寄附採納について (原案可決)

二四、一九七一年度消防庁舎建築起債について (否決)

二五、三八号線道路の潰地補償に関する要請決議について (全会一致決議)

二六、毒ガス兵器の即時全面撤去に関する要請決議について (全会一致決議)

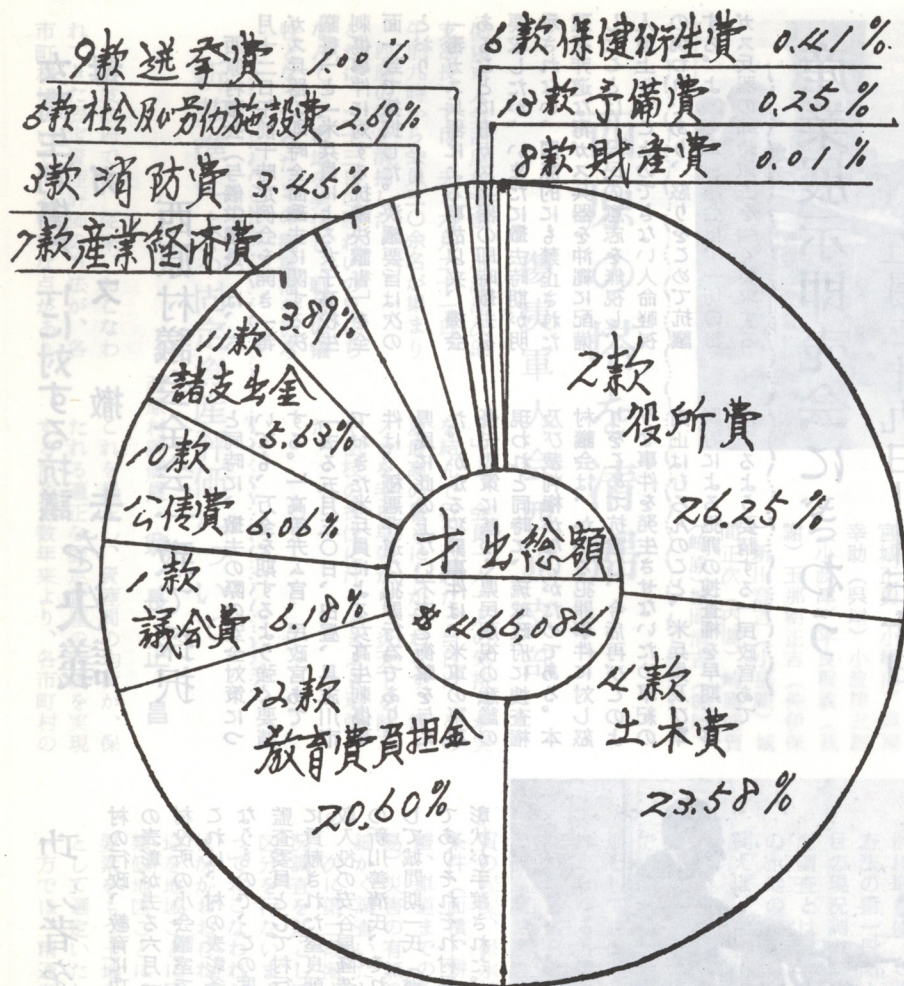
二七、米兵員による女子高校生刺傷事件に対する抗議決議について (全会一致決議)

1971年度一般会計才入才出予算

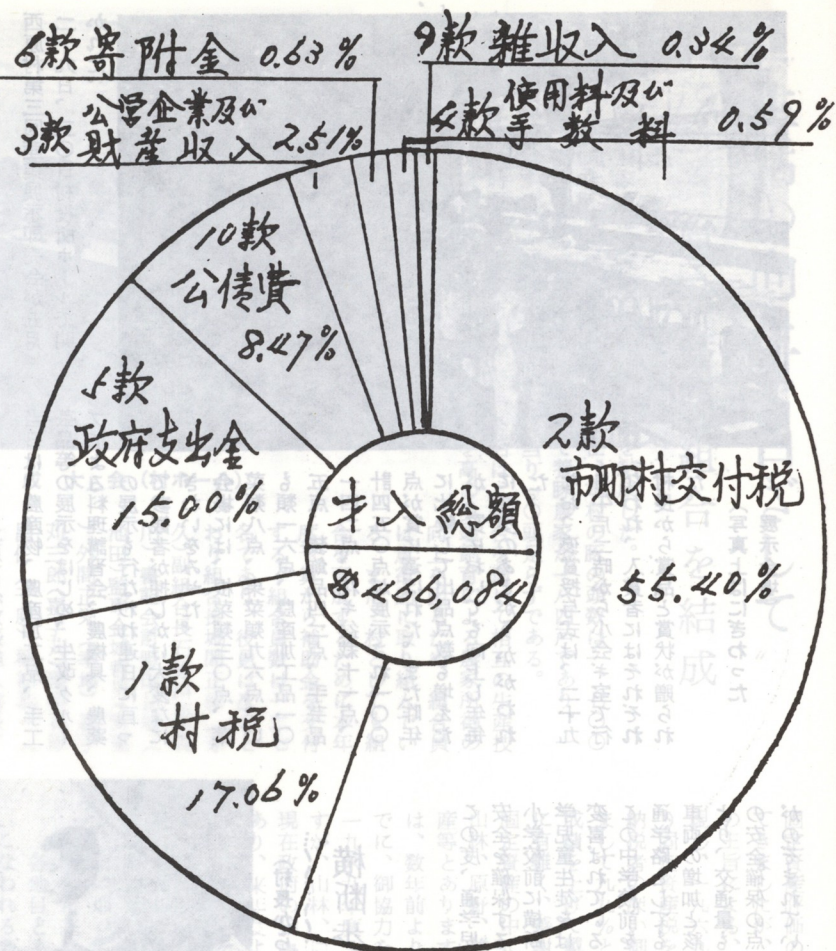
才 入

才 出

款 別	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		総予算に対 する百分比	款 別	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較		総予算に対 する百分比
			増	減					増	減	
1 村 税	79,520	70,973	8,547		17.06	1 議 会 費	28,793	23,284	5,509		6
2 市町村交付税	258,214	190,000	68,214		55.40	2 役 所 費	122,332	101,607	20,725		26.25
3 公営企業及び 財産収入	11,699	1,113	10,586		2.51	3 消 防 費	16,067	2,111	13,956		3.45
4 使用料及び手 数料	2,765	2,669	96		0.59	4 土 木 費	109,922	54,950	54,972		23.58
5 政府支出金	69,892	27,729	42,163		15.00	5 社会及び労働 施設費	12,498	9,731	2,767		2.69
6 寄 附 金	2,928	1,341	1,587		0.63	6 保健衛生費	1,898	2,095	197		0.41
7 繰 入 金	1	1				7 産業経済費	18,136	14,284	3,852		3.89
8 繰 越 金	1	24,500		24,499		8 財 産 費	51	51			0.01
9 雑 収 入	1,564	1,445	119		0.34	9 選 挙 費	4,681	653	4,028		1.00
10 村 債	39,500	13,178	26,322		8.47	10 公 債 費	28,228	23,967	4,391		6.06
						11 諸 支 出 金	26,253	24,350	1,903		5.6
						12 教育費負担金	96,000	74,000	22,000		20.60
						13 予 備 費	1,225	1,866	641		0.25
計	466,084	332,949	133,135		100.00	計	466,084	332,949	133,135		100.00



円グラフで見る才出状況



円グラフで見る才入状況

女高生刺傷事件に対する抗議 毒ガスを撤去を決議

西原村議会全会一致で採択

西原村議会（与儀栄議長）は、六月十二日午前十時定例会を開き「毒ガス兵器の即時全面撤去に関する決議書」と「米兵員による女子高校生刺傷事件に対する抗議決議書」を全会一致で採択した。決議要旨は次のとおり

「毒ガス兵器による事故以来、機会あるごとに毒ガス兵器の即時撤去を要求したが、いまだに撤去時期が明示されない、国際的にも禁止された残忍非道な毒ガス兵器を沖繩に配備したことは、県民の意志を無視し、人道上許すことのできない人命軽視の現われであり、怒りをこめて抗議する。よって本村議会は、一切の毒ガス兵器の即時撤去を強く要求する

産業展示即売会にぎわう

五月二十九日——三十日

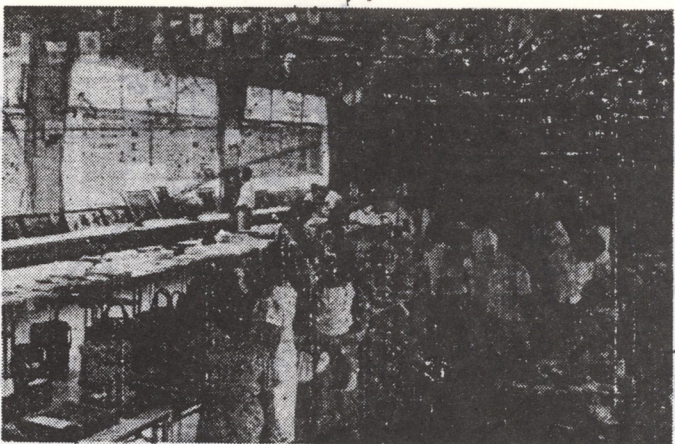
西原村第三回産業展示即売会が五月二十九日、三〇日村役所ホールで開かれた。

当日は、農産物、農産加工品、手工芸品等の展示をはじめ、生改グループによる料理講習会、農機具、農家の展示も行なわれ連日に亘って参観者が押しかけ大変なにぎわいをみせた。

会場には、根菜類三〇点、葉菜類八点、果菜類九六点、いも類一六点、農産加工品一〇五点、装飾品四二点、手芸品一四二点、花き盆栽十一點、計四五〇点が展示され一〇〇点が賞に選ばれた。また昨年に比較して出品点数も増えたが、質においても向上し年毎に進歩のあとがうかがわれた。

なお、褒賞授与式は、二十九日午後二時から小会ギ室で行なわれ、入賞者にはそれぞれ村長から賞品と賞状が贈られた。

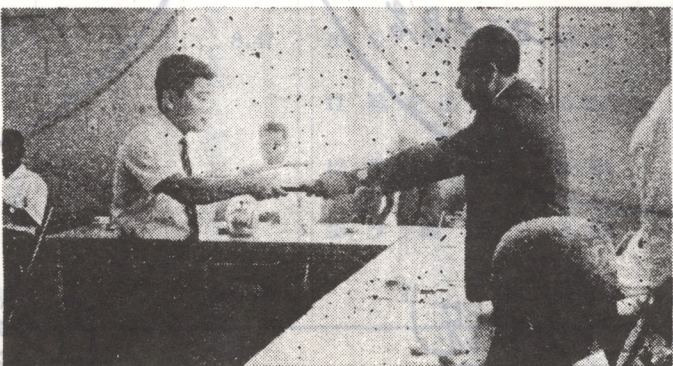
（写真上はにぎわった
展示会場）



功労者を表彰

村の行政、教育に功労のあった五氏の表彰が去る六月一日午後二時から村役所の小会議室で行なわれた。

これは、村の表彰条例に基づいて行なうもので、この度表彰された方は監査委員として村行政の強化、発展に貢献された屋良朝智氏を始め、前収入役の安谷屋隆造氏、前役所職員の新川善清氏、それに教育功労者として城間期一氏（翁長）平安恒政氏でありそれぞれ村長から記念品と表彰状が手渡された。



（村長から記念品が贈られた）

横断歩道を設置

三十八号道路

この度、通学児童生徒の登下校時の安全を確保する為、中学校前と坂田小学校前に横断歩道が設置され、通学児童生徒をはじめその父兄から大変喜ばれている。

この中学校前を通る三十八号道路は通学路としても利用度は高く、最近車両の増加と該道路のタール舗装により、交通量も増え、通学児童生徒の安全確保の点から横断歩道の設置がのぞまれていた。

生活の向上を目ざして

西原村養豚組合を結成

西原村の養豚農家では、豚の生産計画、養豚技術向上、流通機構の整備等を改善し、農家相互の経済安定と村畜産振興に資することを目的に、五月六日午後二時から村役所ホールに一〇〇余名が集まり西原村養豚組

合を結成した。

現在、本村の豚の頭数は一、七〇〇頭で養豚農家が一八四戸であり、一戸当り一〇頭足らずである。

今後は、組合を通じて相互の生産技術を高め多頭飼育による農家所得の向上を図るため、組合員

は意欲的に取り組んでいく。また、村としても組合を育成するために本年度予算から補助金を交付する。組合員数は一二七名であり、役員は次のとおり組合長城間正保（兼久副組合長石原昌英（森川）書記会計野田昌敏（池田）監事金城哲男（安室）外間正栄（幸地）嘉手苅三郎（嘉手苅）理事石原昌仁（千原）稲福恭一（上原）糸数辰雄（翁長）宮城正勇（小橋川）呉屋幸助（呉屋）小波津三郎（小波津）平良程義（我謝）玉那朝正吉（仲伊保）新川登吉（小那朝）城間正次（内間）崎原盛賢（崎原）城間清吉（棚原）

給 成 大 上 会 （村ホール）



西原の塔を清掃

傷痍軍人会西原支部

傷痍軍人会西原村支部（小波津次郎支部長）では、去る六月二十一日、午前九時から会員三〇余名が集まり、西原の塔を清掃した。

これは、二十三日の慰れの日にちなんで、「聖地を美化し、戦争の犠牲となった民の御冥福を祈る

う」と、会員一人一人の気持ちで実を結んで行なわれた。当日は、この夏最高の暑さにもかかわらず、鎌やノコを手に早朝から、炎天下を除草や樹枝の採伐に汗をふきふき頑張った。

新基準による固定資産評価について

西原村評価員 翁 長 正 昌

この度政府では、従来、おこなわれてきた固定資産評価の方法が、各市町村において、不合理な点があり

これを是正し、資産間の均衡が、保たれる適正な固定資産の評価を実現するため、数年来より、各市町村の

固定資産評価の事務指導が実施されてきましたが、本村においても、その主旨による、固定資産の評価を実現し、一九六九年度より、それにより固定資産税を賦課して居りますが納税者の深い御理解と御協力によりまして九九%という、りっぱな納税成績を上げて戴きましたことは、誠に有難く、感謝にたえません。

固定資産の中には、田、畑、宅地、山林、原野、雑種地、家屋、償却資産等とありますが、本村では、家屋は、数年前より評点式評価方法です。に、御協力を戴き、畑と宅地は、一九六九年度から、課税して居りますが、山林、原野、雑種地、等は、現在政府の指導を受けている途中であり、来年度より実施の予定であります。では、その新基準による固定資産評価が、どのような方法でおこなわれたか、その事務段階をおってご説明いたします。

1 田、畑、宅地、山林、原野、雑種地の新基準による評価の方法

各地目とも大体同じ方法で、おこなわれるのでその中の畑の分の例に取上げ、ご説明すると評価の方法の第一段階として、まず各地目の現況調査が行なわれます。現況調査とは、現時点における、その土地の状況を、調査することです。例えば、台帳上の地目が、畑であっても、現況が宅地であれば、宅地として評価され、又台帳上原野であっても、現況が畑の場合は、畑として評価されています。その外あらゆる角度から調査が、おこなわれます。自然条件（日照の状況標高、農地の傾斜の程度、土質の程度、保水排水の良否）経済条件（面積、耕耘の難易、通作距離、車道までの距離、多毛作の難易）災害の有無の状態等に分けて細かく調査いたします。

2 次に第二段階といたしまして現況調査を基として状況類似地区の区分を行ないます。現況調査によっておこなわれた、各要素ごとの状況がおおむね、類似している土地を地域ごとに区分いたし、その類似地区ごとに、比較的、標準的要素をもつ土地を一筆づつ標準地として選定いたします。

一方では、精通者とともに適正な

固定資産評価遂行状況

地 目	筆 数	地 積	評 点 数		指示平均 価 額	一 単 点 価	実施一点 単 価	総評点数	類似地区数
			最 高	最 低					
畑	7,663	2480,566	13,033	2,200	64 円	7.1 円	4 円	22,396,280	59
宅 地	1,612	223,589	342	65	89 円	0.5 円	0.3 円	39,503,563	33

備 考

指示平均価額とは、政府の示した平均価額で、一点単価とは（算式） $\frac{\text{指示平均価額} \times \text{総地積}}{\text{総評点数}}$ である

実施一点単価とは課税に用いた一点単価であるが、適正な一点単価は、政府が示した指示平均価額より割出した上記算式による一点単価が望ましい。

以上のとおり新基準による固定資産評価について、ご説明申し上げましたが、今後村民各位の尚一層のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願いいたします次第であります。

時価を調査し、売買事から評定する適正な時価に基づいて標準地の評点数を付設します。以上の基礎調査の段階でまとめた資料を総べて政府に提出し、政府の認定を受けたのち、各筆毎に標準地を対照に、比準地の割合を求め、それぞれの地積を乗じ、評点数を付設し、政府の示した、指示平均価額

にその土地の総地積を乗じ、これを、その付設総評点数で除し、評点一点当りの価額の決定をなし、先に求めた、評点数に一点当りの価額を乗じ、それぞれの評価額が算出されているのであります。それでは、新基準による固定資産（畑、宅地）の評価遂行状況をご参考までに表示致します。具志川市